

# 倫理法・倫理規程セルフチェックシート

## (課長補佐級以上職員用⑤)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する基本的事項についての理解度チェックです。各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	業務委託をしている企業から社員が派遣され、同じ職場で作業をしているが、当該社員は、同一府省内の職員とみなされることから、倫理規程第2条第1項各号に該当する場合であっても、例外的に利害関係者から外れる。	.....
2	日頃からよく顔を合わせ、同じ趣味であるゴルフを定期的に関にしている学生時代からの友人が、たまたま契約の相手方になった場合、業務を通じて知り合った関係ではないことから、例外的に、当該友人は利害関係者には該当せず、共にゴルフをしても禁止行為には当たらない。	.....
3	利害関係者に該当する市の担当者と懇親会を行った。自己の飲食費を支払うため、会計時に飲食代の総額を相手方に口頭で聞いた上、自己の飲食費を支払った。しかしながら、実際は相手方が総額を実際より低く職員に伝えており、結果的に先方の負担額が多くなってしまっていたが、このような場合は、倫理規程の禁止行為には当たらない。	.....
4	立入検査で事業者等の事務所を訪ねた際、昼食として、同じ建物内の控室に1,500円相当の箱弁が用意されていた。当該職員がこの弁当を食べた場合、倫理規程の禁止行為に該当する。	.....
5	利害関係者に該当する企業が主催する講演会に、講師として出席してほしい旨の依頼があり、先方からは往復の旅費を負担するとの申出があった。相手は利害関係者ではあるものの、負担してもらう額も実費相当であることから、旅費を負担してもらっても、倫理規程の禁止行為には当たらない。	.....
6	利害関係者から、報酬を伴う原稿の執筆依頼を個人的に受け、勤務時間外に執筆しようと考えている。本件執筆については、職務と関係なく個人としての依頼であり、執筆も勤務時間外に行う予定であることから、あらかじめ倫理監督官の承認を得る必要はない。	.....
7	倫理規程第7条第3項においては、管理者は、部下職員が倫理法等違反を行ったと確信する場合には、何らかの対応を取らなければならないとされているが、当該違反行為を行った疑いがあると思料する段階では、何らかの対応を取ることは求めていない。	.....
8	4月1日の人事異動で、新たに本省審議官級以上の職員になった者は、人事異動があった年についての所得等報告書の提出は不要であるが、当該官職に就任した日以降の株取引についての株取引等報告書の提出は必要である。	.....
9	本省課長補佐級以上の職員が、利害関係者に該当しない事業者からの依頼により、公務員として採用される以前に勤務していた民間企業での経験について講演を行うこととなった。当該職員が、この講演について5千円を超える報酬を受け取る場合は贈与等報告書の提出が必要となる。	.....
10	倫理法等違反を疑わせる行為を確認した職員が、所属府省に設置されている通報窓口等に当該事実を通報した場合、通報をしたことを理由として当該職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮することが、各省各庁の長の責務のひとつとして倫理規程上定められている。	.....